

京都市訓令甲第6号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成18年9月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表第2生活福祉部長の項第7号中「第53条第4項」を「第53条第3項において準用する同法第52条第3項」に改め、「特定承認保険医療機関又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

別表第2保険年金課長の項第1号中「特定承認保険医療機関又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)